

中野区教育委員会会議録 平成21年第33回定例会

○開会日 平成21年10月9日（金曜日）

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前10時01分

○閉 会 午後12時10分

○出席委員（5名）

中野区教育委員会委員長	大 島 やよい
中野区教育委員会委員長職務代理	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会委員	高 木 明 郎
中野区教育委員会教育長職務代理	教育委員会事務局次長 田 辺 裕 子

○欠席委員（0名）

○出席した事務局職員（6名）

教育委員会事務局次長	田 辺 裕 子	（※教育長職務代理）
参事（教育経営担当）	合 川 昭	
副参事（学校再編担当）	吉 村 恒 治	
副参事（学校教育担当）	寺 嶋 誠一郎	
指導室長	喜 名 朝 博	
副参事（生涯学習担当）	飯 塚 太 郎	
中央図書館長（統括）	小谷松 弘 市	

○担当書記

教育経営分野	落 合 麻理子
教育経営分野	上 田 仁

○会議録署名委員

委員長

大 島 やよい

委員

山 田 正 興

○傍聴者数 6人

○議事日程

[議決案件]

日程第1 中野区教育委員会教育長職務代理者の議席の決定について

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長職務代理者報告事項

- ・ 9 / 2 5 常葉移動教室前検診（谷戸小学校）について
- ・ 9 / 2 6～2 7 日本ワクチン学会について
- ・ 9 / 2 9 経済同友会教育問題委員会について
- ・ 9 / 2 9 谷戸小学校学校保健委員会について
- ・ 9 / 3 0 中野区中学校総合体育大会陸上競技大会について
- ・ 9 / 3 0 江古田小学校通訳ボランティアについて
- ・ 1 0 / 1 学校法人中野学園創立80周年記念式典について
- ・ 1 0 / 2 中野区インフルエンザ対策会議について
- ・ 1 0 / 4 第1いずみ教室のボランティア活動について
- ・ 1 0 / 7 中野・ウェリントン友好子ども交流事業お別れ会
- ・ 中野区議会決算特別委員会総括質疑、文教分科会について

(2) 事務局報告事項

①インフルエンザ様疾患による学校閉鎖について（学校教育担当）

[協議事項]

(1) 教育ビジョン（第2次）の検討について

(2) 図書館の新しいあり方（案）について

午前10時01分開会

大島委員長

おはようございます。

ただいまから、教育委員会第33回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、山田委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

本日の出席状況ですが、教育長が病気療養のため、本日10月9日の定例会から10月30日の定例会まで、欠席の届けが出ています。このため、平成21年10月5日から平成21年11月3日まで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第20条第2項及び平成21年4月1日教育委員会告示第3号に基づき、教育委員会事務局次長が教育長の職務代理をすることになりました。

では、教育長職務代理者から一言ごあいさつをお願いします。

教育長職務代理

10月5日付で教育長職務代理者に就任をいたしました。教育長のかわりということで、全力を尽くしていきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

大島委員長

それでは、日程に入ります。

<日程第1>

大島委員長

日程第1、「中野区教育委員会教育長職務代理者の議席の決定について」を上程いたします。

委員の議席については、中野区教育委員会会議規則第4条の規定により、委員長が指名することになっています。教育長の職務代理期間中、教育長職務代理者は教育長の議席に座っていただきます。

以上で議決案件の審査は終了しました。

<委員長、委員、教育長職務代理者報告事項>

大島委員長

それでは、委員長、委員、教育長職務代理者報告です。

では、まず私からですが、9月30日の水曜日、国立競技場におきまして中野区中学校総合体育大会陸上競技大会が開催されまして、私も出席してまいりました。出席といたしまし

ても競技をするわけではございませんが、開会式でごあいさつなどさせていただきました。

当日は朝からかなり激しい雨で、これは開会できるのかどうかと私も危ぶみながら一応会場に行ったんですけれども、予定どおりに行いました。だんだん雨足は弱まってきまして、ただ、開会式のときはグラウンドに生徒が普通ですと整列してという隊形でやるんですけれども、この日は生徒たちはスタンドの雨のかからないところにおいて、私たち教師側のほうはグラウンドにテントを設営しまして、お話をするときだけテントから出て皆さんの顔を見ながらというような、ちょっとイレギュラーな形での開会式でしたが、10時ぐらいに競技を始めるころには、雨はまだ降っていましたがだんだん弱まりつつあるというようなことで、コンディションも余りよくはなかったと思いますけれども、皆さん、その中でも一生懸命に各種目、競技をしていらっしゃいました。

それから、10月1日ですけれども、学校法人中野学園、明大中野の中学、高等学校ですけれども、この学校法人中野学園の創立80周年の記念式典というのが京王プラザホテルで行われましたので、私も出席させていただきました。

大変立派な会場で、出席者の来賓の方、620名以上いらしていたということで、会場いっぱいたくさんいらしていて、壇上にもいろいろ学校に縁の深い功労者の先生とかが並んでいらっしゃいまして、いろいろ中野学園の歴史が、聞いている私にもわかったということなんですけれども、戦後、全部校舎が全焼してしまって、ゼロからもう一度学校を復興させたという、その苦労話なども伺ったり、それから20年前には八王子のほうにも校舎をつくられて、今、共学の学校になっていると、そういうような学校の歴史をいろいろ伺ってまいりました。

私の報告は以上です。

飛鳥馬委員、お願いいたします。

飛鳥馬委員

ご報告はございません。

大島委員長

では、高木委員お願いいたします。

高木委員

私は9月29日の火曜日、経済同友会の教育問題委員会に出席しました。

当日の討議事項は、中央教育審議会のキャリア教育・職業教育特別部会の答申、今後の学校におけるキャリア教育・職業教育のあり方についてというものに関して、文部科学省

から産業界に対して、その審議経過に対しての意見を求められて、経済同友会としては教育問題委員会でこれを討議するというので、私も委員の一人なので出席したところでございます。

今回の審議経過報告ですけれども、幾つかポイントがありまして、高校、大学等の中退者や卒業後のフリーター増加が大きな社会問題であるとか、義務教育から高等教育に至るまでキャリア教育の視点が必要であるとか、あとキャリア教育イコール職業教育ではないと。キャリア教育は、今回の答申では一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な知識、技能、態度をはぐくむ教育ということで、単なる知識、技能の教授に終始しないようキャリア教育の視点で職業教育が行われるべきという定義があります。また、小中学校で体系を踏まえたキャリア教育、職業教育を進めるべき、こういった今回の報告がありますが、これに関して経済同友会としてはおおむね適切であろうということで回答する予定ですが、ただ、新聞報道にもありますように政権が変わりまして、そもそも中教審が今後、文教政策にどのような影響を与えるのかという問題があるので、この答申が先々どうなるかわかりませんが、ただ、中野区教育委員会としても大きな国の流れをやはり先取りで踏まえながら計画を立てていかないと、実際にこれが答申で決まってから動くのだとやっぱり後手後手に回りますので、そういったところのウオッチが今後必要だなと思ったところでございます。

それから、9月30日は、江古田小学校に行きました。江古田小学校から、中国出身の男子児童に対する通訳ボランティアの依頼がありまして、同じ上海出身の外国人学生がいましたので、それを連れてボランティアのマッチングということで訪問して、2時間ぐらい私も一緒に様子を見ました。この児童は、転入が決まったのは夏休み前なんですけど、後期から転入ということで、授業を2日間ぐらい受けたら、いきなり常葉の移動教室に5、6、7と行って、かなりハードだったかなと。

ただ、夏休みに国際交流協会の日本語講座に参加して、常葉にもそこからボランティアというか依頼で同行してくれた方がいたので非常によかったと。特に最初に転入で来たときには、全然日本語が通じないので、校長先生も担任の先生もどうしようかと思ったということなんですけど、実際その国際交流協会さんの夏休みのやつで、かなりコミュニケーションができるようになってほったということです。ただ、予算に限りがあって、来れる期間も制限されるので、私ども国際短大は留学生が国際なので、1割ぐらいおりますので、そこから女の子で、今、毎週水曜日の3、4時限目に行って、ボランティアでコミュ

ニケーションをとって、午後は彼女はうちの授業を受けています。

私もちょっと見ていたんですが、かなりクラスともなじんでいたんですけども、例えばドッジボールの授業のときに、私も昔うちの留学生がドッジボールのルールがわからないというのを我々がわからなくて、思わず顔面でボールを受けて後で青くなっていったというがあるので、「ルールわかる」と聞いたら「わかる」と言ったので見ていたんですけども、ボールに当たってそのまま相手の内野陣コートに入っていたので、これはやっぱり子どもなりのプライドもあるし、余りわからないと言わないんだなというのをちょっと実感したところでございます。

こういった子どもがやはりふえていますので、私の子どもが行っている丸山小学校でもやはり学年に1人はいる形なので、今後ますます国際化が進んでふえてくると思います。現状、中野区は人口30万人で、約1万人弱外国人登録がありますので、こういったことに関しての施策は非常に重要ですし、これからも国際交流協会さんと連携して進めていく必要があるなということを実感したところでございます。

あと、10月4日の日曜日は、私が担当するボランティア実習の授業で、国際短大の学生11人と、第1いずみ教室のボランティア活動に従事しました。午前中はクラブ活動、午後は学級活動ということで、なかなか学生たちも、秋のスポーツフェスティバルは割と荷物を出したり片づけたりということで、学級生とのかかわりも浅いところだったんですが、いずみ教室になりますと、スタッフの方のお手伝いでかなり本格的なボランティアになったので、結構戸惑いもあり、またやりがいもあったところでございます。ちょっと感じたのは、蚊が多い。変な話なんですけれども、去年はそんなことなかったんですが、四中さん、蚊がいっぱいいて、調理を一緒にやっている間、大分学生が刺されたんです。雑草を刈る予算がつけられていないのかなということで、こういうところもちょっとケアしてあげたいなと思ったところです。

私からは以上でございます。

大島委員長

では、山田委員、お願いいたします。

山田委員

私は9月25日ですけども、谷戸小学校が28日から常葉の移動教室に出かけるということで、移動教室前の健診が行われました。すべての小中学校では、移動教室が行われる前日に学校医が健康チェックといいますか、健康相談をするということが行われております。

ただ、ことしはやはりインフルエンザの騒ぎがございましたので、慎重が上にも慎重でやったところなんですけれども、25日の時点では有症状者は余りいなかった。ケアした人たちも参加できることを確認したんですが、実は28日から谷戸小学校は現地に向かったわけでございますけれども、その道すがら1人発症したんです。常葉まではバスですと、4時間半ぐらいかかりますし、バスの台数もことしは3台と1台減っていましたので、要はぎゅうぎゅう詰め状態で常葉まで行ったということがありまして、心配していたんですけれども、実は翌日、翌々日と1人ぐらいずつ発症がありまして、帰ってからその学年、2学年でございますけれども、ブレイクいたしまして、現在5、6年生はきのうまで学年閉鎖ということになりました。

ですから、一つには移動教室前の健診をやるんですけれども、土日を挟んでしまった場合の土日の場合での健康チェックがなかなか厳しいものがあるということが一つ。

それから、やはり移動教室という特殊な条件下のもとで、バスという密室の状態、換気の悪いような状態、それから現地での生活、そういうところでは今後も十分注意しなければいけないのかなという注意点であります。

そうこうしていましたら、その日の午後でしたか、ほかのクラスでやはりインフルエンザが出ているということで、そのクラスは学級閉鎖をしたんですけれども、それはある授業でコンピューターの授業をやったそうなんです、コンピューター室で肌と肌をすり合うぐらいに一生懸命、調べて見ながらやっていたというのが災いしまして、8人ぐらい急に発症してしまっただけです。コンピュータールームというのは比較的、ファンが回りますけれども、あれはモーターを冷ます意味ですけれども、空気をぐるぐる回しているだけですよね。換気が悪いような状況でありますと、やはりインフルエンザという菌は感染しやすいということですから、こういったことを学校教育担当にはお伝えをして、今後、そういった授業形態は少し注意されたほうがいいのかということですが、そういったことで、私の学校医として谷戸小学校で7年目になるんですけれども、初めての学級閉鎖、学年閉鎖になりました。

その後、見ておりましたが、その週ですか、各学校、特に北中野中学校は学校閉鎖ということになりました。一時期、シルバーウィークが終わった後で、少しインフルエンザ、多少落ちついたかなと思ったんですが、やはりそうはいかないということで、今週は各学校ともかなり学級閉鎖とか学年閉鎖が続いていたかと思っておりますけれども、きょうで一応、前期の終業を迎えますので、秋休みを経てどうなるかなということですが、少し落

ちついてくれればなと思っています。

ということで、そういったことがありました。ですから、注意深く健診をしたんですけども、残念ながらそういう結果でございました。

26、27日は札幌で日本ワクチン学会がございました。ワクチン学会といいますのは、もちろんワクチンに関係しているドクター、それからワクチンを開発しているメーカーなどが一堂に会しての学会であります。年に1回集会を持ちますけれども、やはり今話題になっております新型インフルエンザのワクチンの動向などのことがトピックスで出てまいりました。

この間もお話ししましたように、なかなか日本は輸入ワクチンに対してハードルが高い国ではあるんですけども、今回の新型インフルエンザワクチンにつきましては、超法規的といいますか、国民のニーズにこたえるために早くに承認申請をいたしまして、たしかきのう、おとといですか、海外メーカーと契約をして約5,000万人分でしたか、が輸入されることが急遽決まったわけで、今まで輸入ワクチンがこんなに早く認可されることはございません。ただ、国内産と違って作り方が、いわゆる有精卵、卵を使った製法ではなくてほかの方法を使っているということと、効果を高めるためにアジュバンドというものを入れていますので、効果はかえっていいのかもしれませんが、副作用がどうなるかということが心配になっていて、今たしか治験が始まっていて、そろそろその結果が出て、その結果を見て、世に出回るのが多分12月か1月ぐらいではないかなというふうに言われております。

なお、ワクチンの開発は、やはり日本は一生懸命頑張っている面がありまして、今のトピックスは経鼻ワクチンです、鼻から入れるワクチンというのを開発しているメーカーが多いです。難しいことを言うと、免疫の話で分泌型のIgAを入れるほうが、ワクチンとしてはいい効果が出るんじゃないかということで、点鼻のワクチンの開発を進めていまして、もしこれが世に出れば痛いこともなくということで非常にいいことではないかなと思うんですけども、そういった開発の経過などの演題が出ておりました。もっともっといろいろな研究が進んで、皆様方に有益な、それから効果のあるワクチン、副作用の少ないワクチンが世に出ることを願っているわけであります。

9月29日は、同じく谷戸小学校で学校保健委員会という委員会がございまして。学校保健委員会というのは、大体年に2回から3回、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、それから校長先生、副校長先生、それから保健主事、養護の先生、PTA、場合によっては児童も

入るという委員会であります。

この日は朝から学校での保健に関する学校内での設備点検とかありまして、その後、多くの保護者の方たちが一緒に給食を食べて、午後からは足の健康、足つぼマッサージを踏まえた健康ということで、この日はPTAの皆さん、保護者の皆さん方が50名近く集まってそういった会に参加しておりまして、やはり地域の中で顔が見える保護者の連携というのが学校にとっては非常に大きな力でありまして、そういった方々が一緒に健康ということをテーマに一堂に会したい会を行ったなという感想を持っております。

それから、10月2日でございますが、中野区のインフルエンザの対策会議が拡大されて、保健所を中心として区内の病院、医師会、薬剤師会、歯科医師会が集まったの合同会議が開かれました。

話し合いましたことは2点ございまして、一つは新型インフルエンザが本当に流行期になったときに中野区の医療体制をどうしようかという話が一点であります。実際には、9月26日の時点で、東京都のインフルエンザの状況、新型でいいと思うんですが、新型インフルエンザの状況は定点当たり10ポイントを超えたということで、これは注意報が発令されております、東京都内全域に。実は、沖縄が大ブレイクをしたんですけども、これが10から30ポイントに上がるまでに2週間しかなかったんです。2週間しなくて、もし30ポイント以上になれば、これは注意報から警報になるんです。まだその一歩手前です。もし30ポイントを超えた場合には、沖縄がそうであったように病院機能が麻痺してしまうんです。1日に外来に押しかける患者様が200名を超えますと、到底やれないということになります。どのようにしようかということが一つの論点でございました。

今、考えられていますのは、例えば休日の当番医などは現在中野区は6カ所なんですけれども、これを2カ所ふやしたらどうかということで、会員に対してその協力要請をしよう。それから、小児に対しては、中野区は中野総合病院を利用して、365日、夕方だけです、夜7時から10時までの準夜間の小児科の救急診療をやっていますけれども、このドクターは1名体制でございますが、これを2名体制にしようという働きかけ。それから、病院に対しては、重症化した場合の患者様の受け入れはどのぐらい可能なのかということの非公式な打診をして、ある程度ベッドの数を確認してございます。

ただ、心配なのは小児科の領域でございまして、中野区内には小児科の重症用のベッドはございません。東京都の試算でも、もし沖縄と同じようにパンデミック、国民の30%以上が罹患した場合には、東京都の持っている小児病床では足りないことがわかっているん

ですという事態です。ということで、国のほうも東京都のほうも、中学生以下で比較的軽症で、例えば体力がないとか脱水を起こしているぐらいの入院であれば一般の内科で受けてほしいということを要請して、中野区でもそういう要請をさせていただきます。本当に重症の人は、しかるべき2次的な高次の病院に行かなければいけないんですけども、そうではなく比較的軽症だけれども、ちょっと外来ではつらいよという人たちは入院せざるを得ないので、そういったベッドはぜひ、中学生ぐらいですともう体力もある程度、体格もありますので、内科の先生のベッドを借りてほしいというようなことの要請をして、各病院からも了承しています。

2点目は、新型インフルエンザワクチンについて、どのような供給体制を整えるか、まさしく本当はきょうが出荷をする日だったそうでございます。恐らく国からは、各都道府県にワクチンが卸されるというふうに聞いておりますけれども、いろいろニュースソースで言われていますように、今回のワクチンについては重症化を防ぐという視点が大切でありまして、重症化しやすい人たちから順次打っていくということでございます。第一優先的に、我々医療従事者というふうになっておりますけれども、医療従事者といえども全員ではなくて、インフルエンザをよく診ている先生方、要するにインフルエンザにかかりやすいドクターから優先していきましようということでもありますので、残念ながら、例えば歯科の先生とかはそれから除外されてしまうんです。ということで、そういった優先順位をつけるということで、いよいよ、どのような診療所、病院で打てるようになるかというリストアップを、きょうあすじゅうにはしなければいけないような事態になってきているかと思えます。

新聞で、新型インフルエンザのワクチンのニュースが流れた瞬間に多くの診療所には電話が殺到しておりまして、それだけで事務はかなり疲労しております。予約をしたいんですけどもいつから打てるんですか。私は対象ですか。この電話が一日十数件かかってまいります。そういった意味では、非常に医療機関としては今苦しいところでありまして、実は10月1日から季節型インフルエンザのワクチンが始まっているんです。季節型のワクチンと新型のワクチンは別物でございまして、おのおの別に打たなければいけない事態もあると思うんですけども、そのことから説明しなければいけない。一方で我々ドクターは、日常の診療に追われていますので、なかなか対応できないというようなことが現場で起きておりますので、ぜひ重症化を防ぐという視点で皆様方ご了解いただきまして、今しばらくは少し、いろいろなニュースが流れますが、落ちついた判断をしていただければと

思っております。

私からは以上でございます。

大島委員長

では、教育長職務代理者、お願いいたします。

教育長職務代理

ご承知のように、現在第3回定例会が開かれております。9月29日から10月2日までの4日間、総括質疑、それに引き続いて10月5日から7日まで、文教分科会が開かれております。総括質疑では、公明党の小林議員、共産党の長沢議員、それから民主クラブ、佐伯議員、公明、南かつひこ議員、共産党、山口かおり議員、公明の平山議員、それから、共産党、せきと議員、公明、やながわ議員、自民の北原議員、無所属の佐藤ひろこ議員、近藤さえこ議員、無所属ですけれども、大勢の方から教育委員会に関するご質問を受けております。

時間の関係もありますので、主なものをご紹介しますと、公明の小林議員からは、障害者のための録音図書の貸し出しについてということで、今、情報機器を活用したさまざまなサービスといいますか媒体が提供されていまして、CDによるデジタイズ録音図書というのがあるんだそうで、そういうものですか、携帯用デジタルオーディオプレーヤー、商品名でいうとiPodとか、それからSDカードの貸し出しをしてはどうかということで、これにつきましては後ほどご協議いただきます図書館の新しいあり方の中でも、障害者や高齢者に対するサービス拡充ということですので、経費的なことを考えながら、安価で提供できるというものもあるようですので、ぜひ検討していきたいというようなことをご答弁しております。

それから、共産党の長沢議員には、子どもの貧困ということで、私費負担の軽減でありますとか、それから就学援助の費目の拡大というようなことのご要望をいただいております。財政状況もありますので、慎重に検討していきたいと思っています。

それから、佐伯議員からは、スポーツ振興ということで、地域スポーツクラブの詳細な具体的な運営についてのご質問と、今、再編等でスポーツ、学校開放の授業がなかなか拡大できないというか縮小気味にありますので、そうしたことの改善のご要望をいただきました。これについては真摯に受けとめて検討せざるを得ないというふうに考えております。

それから、南議員からは、シックスクールといいますか、揮発性の有機化合物の対策等のご質問とか、防火シャッターの改善についていただいておりますので、これについても

できる限りの改善はしていきたいということです。

それから、平山議員から、学校薬剤師が検査をすることになっています環境衛生検査について、きちんと状況を教育委員会として把握して対策を立てろということで、今まで学校でご報告を受けるものもありましたので、なかなか教育委員会で状況を把握できなかった状況もありますので、これについてはきちんと教育委員会でも把握していきたいというふうに考えています。

それから、連携教育ということで、一貫校をぜひ設置しろと。施設一体型の一貫校を設置しろということで、これについては今後検討ということでした。

それから、やながわ議員と佐藤ひろこ議員と近藤さえこ議員からは、特別支援教育について主に校内委員会ですとか、コーディネーターの役割の強化というようなことでご質問いただいております。これについても、役割を明確にした上で設置をしているわけですがけれども、その充実や支援について教育委員会としても努力をしていきたいというふうに考えております。

主なものです。

それから、文教分科会でも、詳細に決算の説明の中でご質問いただきました。やながわ議員、山口議員、それからのづ議員と、これ民主クラブです。それから自民党の篠議員から地域連携授業ということで、学校支援ボランティアの予算がなかなか執行率が低かったものですから、学校で今いろいろな形で取り組まれているものをもっと支援したらどうかというような同様のご質問をいろいろいただいております。これについても今後教育委員会として十分、地域の実情ですとか学校の実情を受けとめて検討していきたいというふうに考えておりますというお答えをしております。

それから、やながわ議員からは、がん教育ということで、副読本などを用意してはどうかというようなご質問でしたが、既存のリーフレットがたくさん出ているようですので、そうしたものの検討をしていきたいというご回答をしております。

それから、自民党の吉原議員と南議員、山口議員、やながわ議員から、いじめの問題とか不登校の問題というようなことで、心の教育相談員などの充実の方向で検討してほしいというようなご質問をいただいております。

それから、やながわ議員からは、臨海学園の遠泳について、学校でいろいろ工夫して、教員の今、なかなか確保といいますか、体制がとれないというような状況をもうご承知の上でのご質問でしたけれども、全員の強制は難しいのではないかとということとか、やるん

であれば位置づけを明確にして、再度検討してはどうかというようなご質問をいただいています。それから、南議員とのづ議員、やながわ議員からは、職場体験について大切な取り組みであるので、学校で非常に努力をしてもなかなか協力が得にくいというような状況もご承知の上で、教育委員会としても支援をというようなご質問をいただいております。

区議会関係はそういうことでした。

それから、現在、9月の末から、ウエリントンから中野区のほうにお子さん、毎年相互に交流しているものですが、ウエリントン中野友好教育交流ということでおいでになっているんですけれども、10月12日に帰国をするということで、10月7日の日にお別れ会を区役所の中でやりまして、教育長の代理で出席してまいりました。

子どもさん27人と大人6人でおいでになっておりまして、国際交流協会が主催なんですけれども、ボランティアの方も大勢参加していただいていたし、ホストファミリーも大勢参加をしていました。お別れ会は、相互の別れの言葉で懇談ということでしたけれども、中野区では四中と八中と緑野中学、北中野中学の4校で受け入れをしておりましたが、先ほど山田委員からも話がありましたように、インフルエンザで学級閉鎖になったり、最後は北中野中学校が学校閉鎖になってしまったということで、国際交流協会が引き受け先を見つけたり代替のメニューを組んだりということで、相当ホストファミリー側にも混乱を招いたり、大変な対応で、これもいい教訓になったというようなことを言っていました。それから、この事業については25年目でして、この交流をして経験をしたお子さんが、日本人のお子さんというかもう大人ですけれども、現地のウエリントンのほうで働いたり、あるいはこれに参加したニュージーランドの方が日本に来て働いたり仕事をしたりということで、当日おいでになっていたのが東亜学園で日本語の教師をしているニュージーランドの女性の先生とか、ご紹介がありましたのはニュージーランドの日本の大使館で働いている方がおられたりとかということで、25年の経験の中で友好の輪がどんどん広がっているなということを痛感いたしました。

以上です。

大島委員長

では、今のそれぞれの委員からの報告につきまして質問、ご発言ございますでしょうか。どうぞ、飛鳥馬委員。

飛鳥馬委員

鼻から入れるワクチンというのをこの前テレビで見えてまして、アメリカではそれをや

っているんですね、大人も。それは、先ほどの話では日本で開発しているという話でしょうか。

山田委員

日本のメーカーとか研究者がそういった開発をして、どのぐらい有効率があるのか、そこが一番大切ですよ。ワクチンですから、有効率と副作用がどうかということを今検証している。なかなか吸収に問題があるみたいなんです、今のところ。

飛鳥馬委員

アメリカやっていましたね。

山田委員

ただ、あれはまだ治験段階だと思うんですよ。要するに、霧に含ませるという中で、それが技術なんですけれども、それが果たして体内できちんと抗体というものの要するに防御反応に結びつくかというところが課題だということで、あと、どのような内容のものが一番いいのかということです。すべて何でもかでもウイルスを封じ込めるために、そのもの、要するに抗原というものがどういったものがあるのかということの研究が、今まさしく熾烈をきわめている。これは多分、国家レベルでの競争かもしれません、実は。

大島委員長

ほかにはございませんか。

私から、高木委員のご報告で、江古田小、お子さんの通訳ボランティアというお話もございました。私、先生の大学の学生さんが、外国語を教えたりすることにもいろいろ援助してくださっているというお話ですけれども、本当に今外国のお子さん、中野区でもふえているし、何とか日本の学校での授業についていけるようにという、そこまでの支援を本当にしなければいけないと私も前から思っていたところなんですけれども、この問題は多分、この後で協議をする内容になってくるかなと思うので、ちょっと感想だけ、今申させていただきましたけれども。

ほかにごございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ほかにならなければ、事務局報告に移ります。

<事務局報告事項>

大島委員長

事務局から報告事項はありますでしょうか。どうぞ学校教育担当。

副参事（学校教育担当）

口頭ですが、先ほど委員のご報告にもありましたとおり、新型インフルエンザの件で休校がありました。10月5日に区立の小中学校としては初めての学校閉鎖、休校が北中野中学でございました。10月5日の2校時終了後から、きょうですね、10月9日まで学校閉鎖でございます。なお、あしたからいわゆる秋休みということで、引き続き休みに入りました、秋休み明けに1日早いんですが、北中野中では13日に登校ということになってございます。

ちなみに本日の朝現在の臨時休業は、小学校が新井、北原、武蔵台の3校、中学校が二中、九中、北中野の3校、計6校ということになってございます。

以上、報告でございます。

大島委員長

今の件につきましては、よろしいでしょうか。

どうぞ、飛鳥馬委員。

飛鳥馬委員

二中の例なんですけど、二中の1年C組、これは10月の2日から5日まで一回学級閉鎖しているんですけども、引き続いてまた同じ1年C組ですけども、6日から9日と、同じクラスで延長のような形で出てきていますけれども、これは子どもたちが休んでいるにもかかわらず、休んでいる間に家庭で感染していったという、詳しいことはわからないだろうと思うんですけども、これ延長してというのはどんな状況なんでしょうか。

大島委員長

どうぞ学校教育担当。

副参事（学校教育担当）

学級閉鎖で子どもたちは登校しないんですが、自宅で静養というんでしょうか、自宅にいるということ。毎日、学校側としては熱が出た者がいないのかどうかということ、子どもたちの健康状態を、保護者の方から学校に伝えていただいたり、学校から連絡をしたりで確認していただいて、その中でいわゆるインフルエンザ様疾患がふえてきているということなので、それで延長しようという、そういう判断で延長させていただいております。

山田委員

追加いたしますが、新型のインフルエンザの潜伏期というのが、大体1日から7日といわれているんです。従来の季節型は大体2日から3日なんです。一応、新型は1日から1週間ぐらいだろうということであるんですけども、学級閉鎖の目安としては、中央値が

大体3日から4日なものですから、大体3日から4日をめぐりに一たん学級閉鎖をしましょう、動向を見て、それでも潜伏期が1週間ありますので、その後で発症した場合には延長せざるを得ないということだと思えます。

例えば、先ほどお話しした谷戸小なんかの例も、28日に移動教室に行っているんです。帰ってきたのは30日ですけれども、多くの子どもの発症は4日、5日なんです。ちょっと3日、4日でもうちちょっとおくらせて発症している子が結構いまして、実は5日の日の朝の動向で校長先生からお電話いただいたときに、クラスの、例えばあるクラスは37名中十何名が休んでいるというような状況があって、というようなことで思い切って学年閉鎖に踏み切っているんですけれども、どうも潜伏期が少し長いような状況です。ですから、その辺を状況見るのが非常に大変だったと思っております。

本当は1週間休めればいいんでしょうけれども、なかなかいろいろ学校側の事情もありますし、教育課程上の問題もありますので、最初は土日を含んで4日ぐらいで様子を見れば一番いいんでしょうけれども、ということで多分、二中もそういった判断をされたんではないかなと思っております。

ただ、学級閉鎖とか学校閉鎖とかしていただいているので、地域的にこれ以上の流行が来ていないという一つの抑止力にはなっているような気がいたします。

大島委員長

では、よろしいでしょうか。

それでは協議事項に移ります。

<協議事項>

大島委員長

まず、協議事項の1番目「教育ビジョン（第2次）の検討について」協議を進めます。

では、説明をお願いいたします。

参事（教育経営担当）

それでは、教育ビジョン（第2次）の検討につきまして、ご協議をいただきたいと思えます。本日のご協議につきましては、目標Ⅲです。教育委員会として最も重要な課題ということになりますけれども、学力の向上に関しての協議でございます。

それでは、3ページの「現状と課題」をお開きいただきたいと思えます。

まず「確かな学力の育成」ということでございます。

中野区といたしましては、学習指導要領に示されてございます基礎的・基本的な内容を

すべての児童・生徒に定着させるということを第一に考えてございます。そのため、発達段階において生じる学習上のつまずきが生じないようにカリキュラムを編成し、指導の充実を図るということと、個に応じた指導、支援を充実させるための取り組みを実施してございます。また、基礎的・基本的な内容の定着が図られ、さらに特定の教科に対する学習意欲が高い児童・生徒に関しましては、より発展的な探究活動ですとか学習成果の発表の場を設定いたしまして、一人一人のよさや可能性を大きく伸ばせるような取り組みが必要であるという認識でございます。

「学力の現状と課題」ということでございますけれども、本区におきましては国・都の学力に関する調査のほかに、区独自の学力にかかわる調査を実施してございます。5年間の継続的な調査の実施、またその分析を通して、児童・生徒の学習内容の定着状況ですとか課題が明らかになってきているというふうに認識をしてございます。

5年間の調査結果を見ますと、通過率が70%を超える、これはおおむね満足できる状況にあるということでございますけれども、その項目数の割合が平成17年度45.2%から平成21年度60.7%に増加しているというところを見ますと、全体的には本区の児童・生徒の学力は向上してきているというふうに分析をしてございます。

また、それぞれの教科ごとに課題が見えてございます。算数、数学につきましては、抽象的な思考力の育成が挙げられます。小学校6学年におきまして、すべての観点での通過率が70%を下回っているというようなこと、これは、小学校5学年の学習内容が定着していないことを示してございます。そういったことで、これらを解決するためには、今後、小中9年間を通した一貫したカリキュラム等の検討を行う必要があるというふうに考えてございます。

また、社会、理科でございます。中学校第2学年ですべての観点において通過率が70%を下回っているということでございますが、これは中学校第1学年の学習内容の定着が不十分であるという結果でございます。中学校進学に伴いまして、学習内容の増加ですとか、学習形態・方法の変化などのさまざまな要因が考えられますが、小学校から中学校への接続を円滑にしていくことを、方策を検討していくという必要がございます。

ページをめくっていただきまして「取組みの現状と今後の方向性」ということでございます。各学校につきましては、この区の学力調査結果などを踏まえまして、授業改善プランを作成し、授業活動の工夫を図るなど、学力向上に向けた取り組みを行ってございます。また、少人数指導ですとか習熟度別指導を実施いたしまして、この改善に取り組んでいる

ところでございます。

今後に向けましては、授業改善プランについては一定の効果を上げているというふうに認識をしておりますが、現在では各学校内での取り組みに限定をされてございます。これを広げまして、各学校間での総合評価を取り入れるなど、発展させていく必要があると、また、教育マイスターの積極的な活動ですとか、さらには区全体としてどの学校でも、だれでも指導する基準として、仮称ですが、中野区ミニマムスタンダードの策定なども検討していかなければいけないというふうに認識をしております。

また、抽象的な思考力の育成におきましては、読む力や書く力といったすべての学力の基本となるコミュニケーション能力の向上を図る必要がございます、読書活動の推進を図っていききたいというふうに考えてございます。中学校進学時の段差を少しでも緩やかにするということから、今後、小中の連携教育や一貫教育について検討を具体化していく必要があるということでございます。

5ページでございます。そうした、習得した基礎知識、技能を活用した生きた学力を養うということで、理数教育を充実するということや、コンクールですとかディベートなどの発展学習を取り込んでいくなどの取り組みも必要でございます。学力向上のためには、児童・生徒の学習意欲の向上が不可欠でございます、将来への目的を持たせることが必要ということで、職場体験を含めたキャリア教育などの多様な学び場を設けていく必要があるというふうに考えてございます。

続きまして「特別支援教育の推進」ということでございます。児童・生徒数の減少にもかかわらず、特別支援学級に在籍・通級している児童・生徒数は増加してきているという現状がございます。インクルージョンを推進するとともに、障害に応じた教育の場の確保も求められてございます。特に情緒障害につきましては、今後も需要が増加するため、通級しやすい場所への増設が必要であるという認識でございます。

巡回相談ですとか、特別支援教育の研修の実施ですとか、全小中学校に設置されております校内委員会での特別支援教育コーディネーターを中心に、支援が必要な児童・生徒の実態把握ですとか、支援策の検討を行うということで、教員の特別支援教育への理解は進んできているというところでございますが、担任だけでは十分な支援を行えない状況もございます。このため、児童・生徒一人一人に応じた指導を行うために、特別支援学級を核として巡回指導を行うということで、人的配置も含めて、通常の学級に在籍しながら適切な指導や支援を受けることができるようなシステムを構築していきたいというふうに考えてござ

ざいます。

また、関係機関との連携ということで、幼児期からの状況を把握して、学校卒業まで見通した支援計画を作成するという一方で、社会的に自立に向けた一貫した支援体制を整えるということも必要だということがございます。特別支援学級の子どもと通常学級の子どもたちが学校行事などを一緒に行いながら、同じ教育の場でともに学ぶ機会を設けてございます。また、都立の特別支援学校に在籍する子どもが居住する地域に副次的な籍を持ち、交流を行ってございます。さらに、また、ノーマライゼーションを推進していくために、交流内容の充実を図っていききたいというふうに考えてございます。

それから、先ほども高木委員の報告にもありましたが「日本語指導が必要な児童・生徒への支援の充実」ということでございます。海外からの編入などによりまして、区立学校に在籍する日本語指導が必要な児童・生徒数が増加してきてございます。本区におきましては、教育センターにおける日本語適応教室を毎週土曜日に開催するということとともに、学校への通訳者の派遣を実施し、日本語指導ですとか学校への適応の支援を行ってございます。また、第三中学校を帰国生徒受け入れ重点校ということで指定いたしまして、日本語指導が必要な帰国生徒への支援を充実してございます。特に、近年では日本語指導が必要な外国人の児童・生徒の滞在が長期になっているということで、進路指導における支援等も必要になってきているということもございます。日本語指導教室の設置など、通訳者派遣にとどまらない継続的な日本語指導について、国際交流協会等々の連携をしながら充実を図っていく必要があるということもございます。

6 ページには、日本語指導が必要な児童・生徒数の推移等をご掲げてございますので、ごらんいただければというふうに思います。

説明は以上でございます。

大島委員長

それでは、この件に関しましてご質問、ご発言、ご意見等ございますでしょうか。

きょうのテーマはいわば一番、教育委員会としても中心的に取り組んでいくべきテーマでございますので、非常に重いテーマだと思いますが。

どうぞ、高木委員。

高木委員

一番、その大もとのところなんです、これからの時代に必要な学力の定義のところ、多分これ学校教育法第30条第2項のところを引用していると思うんですけども、この

ところの条文というのは、小学校における教育において留意すべき点という形で学教法で定義されているところなので、直接的に学力を定義している部分ではないと思うんです。

また、学教法の定義というのは自明なことなので、そこから中野区としてどういう学力を目指すのかというところがなくて、いきなり「これらの学力をはぐくみ」というのは、やっぱり工夫がない、ちょっと厳しいことを言うと工夫がないと思うんです。

例えば、ここのところでは、学教法の規定で、しかも全文引用じゃなくて、最初の「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう」という部分も除いてしまっていますので、ここところは私としては、例えば「学習指導要領では」と入っていますから、確かな学力のほうはもうちょっと、中位の概念なので、確かな学力を身につける、例えば知識や技能はもちろん、これに加えて学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、みずから学び、主体的に判断し行動し、よりよく問題解決する能力まで含めたものを身につけさせるんです。ここが学習指導要領で言っているところですよ。

多分、中野区としては、知識の技能、基礎・基本という部分と、あと発展的なところで問題解決能力、課題発見能力、今文科省で言っているところの習得と活用の両方を身につけさせますよというような位置づけをして、その上でやっていきますよみたいな形にしていかないと、ちょっとその一番大もとの学教法のところでは地域と家庭と連携してといっても難しいのかなと。ややもすると、そういったところの学教法で規定しているところを地域や家庭にやらせるんですかみたいな話、あるいはそんな大きなところを地域と家庭とどう連携していくのかということにつながっていかないとと思うので、ここは一つ、もう少しここはこなれたようなところの表現、間違っているところではなくて、大きな国の目標に対して、やっぱりそこを何かもうちょっとそしゃくしたもので展開していくのが必要なんじゃないのかなと思うところです。

確かな学力というようなところは、例えば教育委員会の話の中で、あるいは区長との懇談の中でも出てきているところなので、そこのほうが私はいいのかなと思っているところでございます。

あと、ついでに言うと、下のところで、自分の将来に夢や目標を持たせるために職場体験などのキャリア教育も大切になりますとあるんですが、先ほどちょっと言いましたけれども、職場体験はキャリア教育ではないというのが日本キャリア教育学会の見解なんです。職業教育とキャリア教育はノットイコールですので、例えば車椅子体験が福祉教育じゃないということも同じことだと思うんです。確かに、そのきっかけにはなりますけれどもその

ものではないので、こういう書き方をしてしまうと、職場体験をやればキャリア教育ができたというふうに認識してしまうので、それはちょっと違うので、無理にここでキャリア教育という単語を入れていくのは私がかえって誤解が生じるので、抜くかもしくは、今回、ちょうど中教審の答申もありますので、もうちょっときちっとキャリア教育というものを位置づけていって、生涯にわたって基盤を身につける意味でのキャリア教育をやるのか、もしくは抜くのか、ちょっと基盤的などころでそういった考えがあるんですが。

大島委員長

どうぞ。

指導室長

これからの時代に必要な学力、それから学習意欲の向上の部分の趣旨は委員がおっしゃるとおりでございますので、ちょっと文章表現を工夫しなければいけないなというふうに思っています。確かに職場体験がキャリア教育ということではなくて、キャリア教育の一環として職場体験が行われているということでもありますので、どうしても学校ですと、ここがキャリア教育の目になるようなところがあるので出してしまうんですが、ご趣旨はそのとおりでございます。

大島委員長

ほかにございますでしょうか。

どうぞ、高木委員。

高木委員

ちょっと質問もあるんですが、2ページのところで「行政・学校では」のところで、下から3つ目の丸「「読む力や書く力」や理解する力を育むとともに、言葉によらない豊かな表現の仕方やそれを理解する力を養い、相手を思いやる心など、対人関係を築くためのコミュニケーション能力を培う」とあるんですが、この場合の「言葉によらない豊かな表現」というのは具体的にはどういうことなのか。

私が考えるのは2種類あって、どっちなのか。一つは、例えば絵画や音楽などの芸術的などころで心を豊かにするという意味と、あともう一つは、いわゆるノンバーバルコミュニケーションがあると思うんです。ただ、それを理解する力を養いとあるんですが、やっぱり今国際的に求められている力というのは、リーディングリテラシーですとか、ちゃんときちっと言語で表現して、それを例えばあるいは逆にプレゼンテーションできるようにしましょうねということで、いわゆる日本的な、情緒的に相手の気持ちを感じて、みんな

一緒に空気読めというのじゃないんですよという方向に行っているような気がするんです。

相手の気持ちを思いやるということはすごく大切なんですが、学力という点だとそうじゃないような気が私はするので、相手を思いやる心は必要ですけれども、読む力、今、日本のその国語教育やそのほかの教育でいわゆる読む力、書く力をはぐくむためには、むしろ言語によるコミュニケーション、相手の言ったことをきちっと理解して、きちっと自分のことを、例えば同じ文化的背景を持っていない人にも伝えるためには必要だと思うので、ここは、もしノンバーバルコミュニケーションであれば、分けて書いたほうがいいのかと思うんですが。

大島委員長

どうぞ。

指導室長

委員がおっしゃるように、言葉によらない豊かな表現の仕方というのは、2つあると、まさにそのとおりでございまして、1つは芸術のこと、それから、メインはやはり今おっしゃっていたノンバーバルコミュニケーションのほうだと思っています。

確かに、流れはすべて言葉で言語活動の充実ということはもう出ておりますので、そういうことなんですけれども、逆に言語が、いわゆるバーバルのほうが大事であるからこそ、ノンバーバルのほうもしっかりとやらなければいけないという意味も込めているわけですので、ここに表現上並べてしまうことで、どっちかがぼけてしまうというのは確かにありますので、そこは工夫をしなければいけないなと思います。

大島委員長

どうぞ、飛鳥馬委員。

飛鳥馬委員

今に関連してですが、日本の子育てというか人間教育というか、人間関係というか、非常に伝統的にこういうものがあつたんだろうと思うんです。今、それがなくなっている。だから人の気持ちがわからない、そういうふうに解釈していいのかな。

かなり、わかりやすい言葉で言うと、以心伝心というふうにありますよね。だから、空気読むというのがありましたけれども、今。そういう歴史を背負って、日本はずっと子育てをしてきているんだと思うんです。それが近代社会に至って、民主化されて、そうじゃないんだよと、主張すべきことは主張するんだよと、そういうふうに変ってきているんだろうと思うんです。その関連をどうするのかです。

この大切さはわかります。やっぱり、人の気持ちを理解するとか、言われなくてもとか、そういうことは非常によくわかって感動することはあるけれども、教育の流れからして、それがどういうふうにかみ合うのかかみ合わないのか、どういうふうに位置づけるのかという、非常に難しいところだと私は思っているんです、やっぱりここ。この言葉を入れてしまうと、言葉によらない表現と、非常にきつい言い方ですから。

ドラマを活用して、大学でやっている教授がいるんです。私、知っているんだけど、演劇は非常に役立つんです、授業の中で。学生にもやらせると。それは、今一番新しい方向かなと思うんですけども、外国でもやっているんですけども、そういうのだとわかるんですけども、これがちょっとわかりにくい。高木委員と同じです。

大島委員長

どうぞ。

指導室長

確かにそのノンバーバルとバーバルの、どこで切るかということはあると思うんですが、同じことを音声言語でお話しをするにしても、そのとき、ただ耳で聞いただけのものと、その人の顔を見ながら、どんな言い方をしているのかということが、まさにそのノンバーバルの部分だと思うので、切れないところが学校教育の中になんかあるんだと思うんです。ただ、やはり音声言語だけではなくて、そのときの言い方だとか、そのときの顔色だとか動作だとか動きだとか、そういう部分も全部ひっくるめたコミュニケーションが大事だということを理解していくことが今大事なんじゃないのかなというふうに思います。

飛鳥馬委員

私も十分理解しているのですが、ではこれを小中学校でやっていただくとしたとき、やっぱり何かやった結果というか、評価みたいなものが伴うのかどうか、非常に評価しづらいんだよね。意欲、態度、そういうのと同じで、だから、向上したよ、わかったよみたいな、どういうふうに、あの学校は盛んにこれをやっていて、子どもはよくなるのかもしれないんだけど、その辺との関連もあるので、どうしていくのかなと。ただ、ぼーっと思っているだけなので、私、専門に勉強したことがないのでこういうことはわからないんですけども、そういうことをちょっと疑問に思うという感じですね。

大島委員長

どうぞ、山田委員。

山田委員

今、飛鳥馬委員がおっしゃったことはとても大切に、医療の現場で例えば倒れた人がいるときに、見て、聞いて、感じてというんですね。見る、どういう状態か。聞くというのは、まさしくそれは心臓を聞くんですけれども、それはすべてに通じるかなと、今ふと思ったんです。見る、それから人の話を聞く、それからいろいろなことを感じる。こういうことは、いろいろな成長の過程で養われていかなければいけないのかなと思います。

それから、僕の谷戸小学校の授業の取り組みの中で、例えば嫌なことをされたときにどうしようかというテーマで、TTでやったことがあるんですけれども、嫌なことをされたときの表情を読み取るとか、本当に嫌なことをされたんだという表情を読み取って、あとは言語力と表現、顔の表情、そういうことで相手に伝えるというような授業を展開したことがある。そういったことを多分先生はおっしゃっているんだろうと思うので、それをどのように書き込むかだと思うんですけれども、本来であれば日本はもともと家族という家長的な生活の中で掲題されていたものが、いつの時代か少し乖離してきていますよね。そういったことがまさしく今行われていて、すべてが何でも、一つのマニュアルみたくなくていいとけなかつたりする。それは一つのやり方ですけれども、そうでないことを感じ取ってほしいというのを教育現場でどのように培っていくかということだと思うんです。やっぱり、見て、聞いて、感じてとかいうことがわかるような子どもたちになってもらいたいということを先生おっしゃっているんじゃないかなと、今感じました。

飛鳥馬委員

指導室長、よろしいですか。

そういう、例えば現場の、学校現場から先生方からとか、やっぱりこういう子どもを育てたいんだ、こういう力がないんだという意見とか、あるいはほかのどこかで取り組んでいるとかという例とか、そういう意味で入れたというのがあるんでしょうか。ちょっとそういう事例みたいなのがあったらお知らせいただきたいと。

大島委員長

どうぞ。

指導室長

5ページのところにも、今後ということでお書きしておりますけれども、具体的に実践も始まっています。ここでは理数教育を充実するためにコンクールやディベートなどというのがありますが、意見の発表会とか、コンクールとかディベートのような形で話をただ伝えるだけじゃなくて、それを聞いてまた話していくという、相手との本当のコミュニ

ケーションをしっかりとやるという場面は、今かなり重要視されているんだと思います。ただ、授業の中でなかなか、こういう時間がとれていないというのが実際のところだと思いますけれども、こういう場をつくっていくことが大事なんじゃないかなと思います。

大島委員長

どうぞ、高木委員。

高木委員

関連をするところで、例えば4ページのところの下から2行目のところでも、「抽象的な思考力の育成には「読む力」や「書く力」といった、すべての学力の基本となるコミュニケーション能力等の向上を図る必要があり、読書活動等の推進を図っていく」とあるんです。この場合の、読む力、書く力というのが、例えば今までの旧来の日本の言っていた読む力、書く力じゃなくて、むしろリーディングリテラシーに近い部分だと思うんです。そういったものが果たして読書活動で養えるのか。

従来の日本の国語教育ですと、一生懸命、主人公の気持ちになって考えてみましようということですよ、極論してしまうと。ディスコミュニケーションがあったときに、気持ちを読めなかったほうに問題があるのか、それとも、ちゃんと相手に気持ちを言語活動等で伝えなかったことに問題があるのか。もちろん両方に問題があるんでしょうけれども、それをやはり教育としてはきちっと言語、音声言語でも、文字言語でもいいんですが、そこを伝えていくということのほうが、ウエートとして多分大きいはずですし、簡単とっては何ですけれども、ノンバーバル難しいですよ。

だから、この言葉によらない豊かな表現の仕方というのは、もちろん否定するものではないんですけれども、やっぱり、現行のは言語によるコミュニケーションとさらっと来ていますけれども、ここで一つ、中野区の教育としては、そういった読む力、書く力がどうということなので、それをこういうふうに展開するというのを、もうちょっと先出しではっきりして行って、プラス、でもそれだけじゃなくて相手の気持ちを思いやることも必要だよという展開だとずっと入っていくかなという気が私はします。

大島委員長

どうぞ。

指導室長

ここで書いている抽象的な思考力の育成というところですが、子どもたち、ある程度の年、何歳ぐらいなのかわかりませんが、思考を言語でするようになるわけで

すので、そういう意味での思考の道具としての言語力を鍛えていくということが必要だと思っています。やっぱり、頭の中で、言葉で考えていますので、その言葉をふやしていくということが抽象的な思考にもつながる。そういう意味では、読書活動等で想像力を働かせながら読んでいくというところが、こういうところにつながってくるのかなと思って、どうしても読む、書くというと、実際に文字のほうの読む、書くになってしまいますけれども、実は頭の中で文字というか言葉がめぐっているわけで、それを鍛えていくことが思考力につながっていくということだと思っています。

そういう意味では、語彙をふやすということがとても大事なことで、金田一さんが前におっしゃっていましたが、語彙数をふやすことは、デジカメの画素数をふやすことなんだと。語彙が少ないと、どうしても見たものがあらあらにしかとれないけれども、語彙が多いともっと細かく鮮明に物事を見たり考えたりすることができるという話がございまして、そういうことなのかなというふうに思っています。

現場で、そこをやっていくということを、やっぱり教員が意識しないといけないですし、考える前に書くとか、何かそういうちょっとした作業をやっていくことで鍛えられるのかなと思います。

大島委員長

飛鳥馬委員、どうぞ。

飛鳥馬委員

私ばかりしゃべって悪い。ほかのことでよろしいですか。

4ページの下に黒丸が「取組みの現状と今後の方向性」のところの、黒丸の3つ目のところでしょうか。「授業改善プランは一定の効果をあげてはいるものの」というところです。このところに、その次の行「教育マイスターの積極的活用や、さらには区全体として、どの学校でも、だれでも指導する基準として、「(仮称)中野区ミニマムスタンダード」の策定も検討していく」ということですが、これはどんなふうに考えたらいいのかなと思うのですが、つまり、今中野区では体力向上ではミニマムスタンダードでやっておりますが、これを体育以外の教科でやるというふうに思っているのかどうか。どの程度のものかというのがやっぱり重要なのかなと思うんですけれども、教える内容から方法まで細かく考えていくのかどうか。

というのは、ここのところは非常に大事なことで、余り区でつくってしまっていて、先生方これでやってくださいと、先生方の指導する意欲がどうなのかなという気がするんです、形

だけですと。

そして、もうちょっと大きい欲張った形で申し上げると、やはり教育も長年いろいろな人がいろいろなことを工夫しながら発展してきていると思うんです。例えば、私が思い出す昔やっていたのだと算数は水道方式とか、今流に言えば百ます計算とか、あるいは社会科だとディベートは今やっていますけれども、昔は仮説実験授業とか、理科でもやりましたけれども、あるいは発表方法、屋台村方式とか、いろいろなものがあるんです。

ということは何かというと、先生方が工夫しながらどうかと、自分が創意工夫しながらやってきたものが、今言ったのは有名で全国版になりましたけれども、そういうふうになっていって、恐らく先生方が工夫しながらやって成長もしたんだと思うんですけれども、余りスタンダードでできてしまうと、そういう能力が育たないのかなと。そこまで行く前ですよという考え方もあると思うんですけれども、どの程度のどういうものなのかなという、何かあったほうがいいのかもわからないし、事務局から言えば、かなり先生方によって差があるんですよとか、学校によって差があるんですよとか、あるいは保護者が隣の学校ではこうやっているけれども、うちの学校はやらないんですかとかいろいろあるので、そういうことになるのかもしれないんですが、どの程度のことかなと。必ずしも反対とか何とかじゃないんですけれども、どんなふうを考えていらっしゃるかなということなんです。教科の場合、体育以外の場合、なかなか難しいところもあると思うんですけれども、どうでしょうか。

大島委員長

どうぞ、指導室長。

指導室長

すべての内容を同じ方法で教えていこうということではなくて、実は、この発想は前のところにも書いてございますけれども、今回の区の学力調査を受けて、小学校5年生の、特に算数で定着が悪いと。ここは、具体的に言うと割合の考え方が入ってくる。そうすると、ここの指導をきちっとしなければいけない。それを丁寧にやっていくことで、つまりきが少なくなるんですが、実はこれは5年生だけの問題ではなくて、1年生の算数のこの部分につながりますよとか、算数の3年生の割り算のこの部分が実はつながっていくんですよということを見通して見ていく。

実は、学校の教員はどうしても、学年、そのクラスで指導していきますので、縦の一貫性というんでしょうか、算数、数学は実はきちっとできてはいるんですけれども、そのつ

なかりをより意識して、どこの学年でも、ここはきちっと押さえましょうということをやっていると、一つこの5年生での課題が解決できるのではないのかなと、そういう実は思いがあって、こういうことを考えていこうということでもあります。実は算数、数学が一番今わかりやすいかなというふうに思っています。

飛鳥馬委員

私、矛盾したことを言うと、授業方法とかではなくて、いろいろな方法がやられているので、やっぱりやって力をつけてほしいなど、特に基礎的なものが多いんですけども、さっき言った百ます計算も、どこの学校もやってくれたらいいなと思ったり、読み聞かせとか読書指導とか、そういうのも、朝読書とかいろいろな取り組みがあるのでやってほしいなという気持ちがあったり、最近テレビなんかを見ていると、辞書を徹底的に引くという、小学生で一冊がもうすごい付せんだらけになるほど引いている、そういう実践もあれば、ノートを徹底してとらせるんだと。ノートをとるなんて先生、昔の授業だよというんじゃないで、徹底してとらせると、そういう指導もあるので、中野区として何か私やってもいいかなと思うところもあるんです、実は。徹底して何か。

ただ、そうするとさっき言ったのと矛盾するんです。形にはめるのかと。どこの学校にも、そういうことをやらせるのを押しつけるのかと。その辺の非常にジレンマはあるんですけども、何かいいものは一つか二つやってもいいのかなという思いもあるんです。

大島委員長

どうぞ、高木委員。

高木委員

何か、今のお話を聞いていますと、ミニマムスタンダードという名称が余りよろしくないのかなと。これだけ聞くと何か標準化してしまっていて、各教員の工夫が消えてしまうような気がするんですが、指導室長の話だとそうではないと思うので、何かこれ、例えば日本語でいうと重点指導要領とか、最近カタカナが多いんですけども、要はつまずきやすいところを標準化して、初任の先生やちょっと苦手な先生のフラップをしようということなので、名前をかえれば割と飛鳥馬委員の言っていることと指導室長が言っていることとそんなに変わらないので、そこの工夫と、あと、やっぱりもうちょっと説明を入れていただくといいのかなと思います。

大島委員長

何か私も、教員の先生も聞いたら大学するときには授業の中身の、1年生の算数やるこ

ととか、そういうことは特に教えられていなくて、教員になってから、いわば一から、授業の内容を自分でつくっていくという話を伺ったので、やっぱり先生方に対する情報提供みたいな意味で、こういうのもあるよとか、こういう工夫もあるよとかというのを、情報提供を一貫してやるということが非常にレベルアップにもつながるんじゃないかと前から思っていたりするんです。何かの形でそういうことができたらいいなと。ただ、マニュアル化して、お店の店員の応答集みたいなそういうのはよくないと思いますけれども、なかなか難しいところです。

飛鳥馬委員

私ばかり今回頑張って、学力の問題が出てきて言いたいことがいっぱいあって、あれですけれども、今の黒ぼちのもう一つ下の黒ぼちなんですけれども、「基礎的・基本的な内容の定着を一層進めるために、各学校での放課後や夏季休業日を活用した補習の他に、土曜日を活用した補習」「区として制度化するなど、積極的に充実を図っていく必要がある」という。制度化するなどだから、非常に含みがあると思うんですけれども、制度化するのか。

今、やっぱり思い出すと、一つは休業日とか土曜日とか放課後とかやるときに、制度化したときにだれがどういうふうにするのかという問題があって、先生方の仕事なのか、区で制度化したときにはどうするのかということがありますね。

そして、具体的に考えてみると、しばしばここでも話題になる例えば杉並の和田中みたいに、別の組織がPTAをつくって、塾の先生を呼んできてやるような方式がありますね。ああいうのもありますよね。これはそこに入るのか入らないのか。区はそこまで踏み込むのかどうかということがあります。

そうじゃなくて、そこはちょっと前の段階ですよ、今、区でやっているのは、地域のそういうボランティアの人とか、あるいは大学生などが今来てやっていますよね、どこの学校でもやられていると思うんですけれども、そういうものを指しているのかどうか。そうすると、それは制度化になるのかどうか。あくまでも補習なので、カリキュラム以外のことになってくるんだと思うんですけれども、補習にしても発展にしても、その辺のところがちょっと区として制度化するということと、だれが指導するかということとカリキュラムの関連とかということとは、その辺、ちょっとわからないところがあるんですが、どうでしょうか。

大島委員長

どうぞ。

指導室長

放課後ですとか、夏期休業日の補習というのは、教育課程の中というか、勤務時間ですから教員が対応することは今もやっているわけです。それから、そこにボランティアとか学生さんをお願いしてということは今も続けているわけですが、この制度化という言葉がどうかということはありませんけれども、例えば土曜日については、幾つかの区が既に土曜スクールということで、教員が指導するということが始まっています。実はこれは都立学校が随分前からやっています。原則土曜は休みなんですけれども、学校公開とかということにして、土曜日、原則もうすべて補習をやっているのが通常の形になっています。

教職員の勤務の問題については、長期休業日等に振りかえるということで対応しているようではありますが、そんなことも時代の流れの中で考えていく必要があるのかなということでもあります。すぐに毎週土曜日やりますよということは、もちろん毎週土曜日やってしまうと今度は学校5日制のあれから外れてしまいますのでそれはできませんが、そんなことも考えていく必要があるのかなと。学習機会をふやしていくということでは、こんなことも考えられるかなと思っています。

委員ご指摘のように、幾つかの中学校は地域の方に入っていたりして定着していますので、それも広げていきたいということもあります。

飛鳥馬委員

参加する児童・生徒のほうは希望制ですか。全員来なさいということもできるんですか、制度化すれば。どうでしょうか。

大島委員長

どうぞ。

指導室長

できません。それは教育課程の中で、例えば今でも土曜日に運動会とかやっております、それはもちろん来なければいけないわけですが、そういうことではないので、多くの区はというか幾つかやっている区では申し込み制のような形です。

それから、先ほどお話しのように杉並の夜スペのような場合はお金も発生しますので、それは全く申し込みということになります。

大島委員長

どうぞ、山田委員。

山田委員

4 ページのグラフを掲げるということになりますと、やはり先ほど指導室長のほうからも話があった算数の問題と、いわゆる理数科の問題ということが出てくるかと思うんです。ですから、5 ページ目の冒頭にある今後の理数教育を充実するというような書き方になっていますけれども、もし可能であれば教科ごとに、例えば理科の場合にはかなり一生懸命中野は取り組んでいたんですけれども、中学校のこの状況を踏まえると何とかしなければいけないということを具体的に書き込みしたほうがいいんじゃないかなと。実行プログラムを兼ねるわけですから。

例えば、今後の学習指導要領の改編により、例えばこの間、有馬先生の授業を拝見させていただいて、やっぱり実験というものが一つのキーワードで、学習指導要領にも取り上げられていますけれども、そういった点とか、小中の教員の連携による充実とか、あとは環境教育と理科教育との絡み、連携というような形で、少しその辺を具体化して書いてもいいんじゃないかなと。せっかくこのグラフを掲げるのであれば、というふうなことを考えました。というか気づきました。それが今のところなんですけれども。

もう一点は、一番最初に出てくる1 ページ目の「特別な支援が必要な子どもの教育」というところの下に実は日本語指導等が書いてあるので、これは場合によっては別建てにして一つの枠を設けてもいいんじゃないかなという気がします。先ほどご説明がありましたように、後ろでは特別に分けているので、別にこの特別な支援の中に入れるということではなくて、別枠のほうがわかりやすいんじゃないかなという気がしました。

大島委員長

そうですね。ここは障害のある子どもの教育、今、現行ではなっているところを、そこに盛り込んだような書き方になっていますけれども、別の問題ですね。

山田委員

だから、5 ページ目にあるように、日本語指導が必要な児童・生徒の支援の充実というのを新しく枠をつくって、先ほど高木委員もおっしゃったように、今まさしく日本語の支援が必要な子どもがふえているという実情があるわけですから、それを別枠にしたほうがいいのではないかと、そのほうがしっかりとした内容として充実できるんじゃないかなと思います。

それから、5 ページ目にある「特別支援教育の推進」のところ、丸ぼちの3 つ目ですか、「関係機関との連携により」というような記載がありますけれども、まさしくこれは、

やはり特別支援のことを考えると乳幼児期からの情報の共有とといいますか、それが非常に大切であって、個別の支援計画だと思うんです。やっぱり個別のということはキーワードだと思うので、そういった内容を入れ込んでいただいたほうが、それが連携して卒業までの計画ということになってくると思うので、やっぱり個に対応したということがこれから求められてくるので、そういった記載が必要ではないかなと思います。

大島委員長

どうぞ、学校教育担当。

副参事（学校教育担当）

委員がおっしゃるとおり、そういったような方向で検討していきたいと思います。

大島委員長

どうぞ、高木委員。

高木委員

今の5ページの特別支援教育のところなんですが、最初のところで「インクルージョンを推進するとともに障害に応じた教育の場の確保も求められる」とあるんですが、インクルージョン教育というと一般的には障害を持った子どもはもちろんのこと、先ほども出たような外国人、日本語を母語としない子どもとか、いろいろな多様な子どもを通常教室と一緒にやっていくというのがインクルージョン教育の理念なので、これと障害に応じた教育の場の確保というのは両立しないと私は思うんです。

どっちがいいとかじゃなくて、中野区としてはインクルージョン教育を推進するのか、それとも障害やいろいろなその特性に応じた教育の場の確保をしていくのか、これはどちらかだと思いますので。

あと、その後のところで「教員の特別支援教育への理解は進んできているが」とあるんですが、私は進んでいないとは言いませんが、まだ不十分だと思うので、こう書いてしまふとある程度いい状況にあるというふうに理解をしてしまうので、ここはちょっと私としては賛成できない。まだまだ必要。やはりそこが進んできて、なおかつ適切な指導や支援を受けることができるようなところをもっともっと確保していかないと、前にも言いましたが、特別支援教室ということで各学校内に通常教室のほかに場を設けると、結局そこに囲ってしまうことになっていきますので、現状の例えば通級等でもなかなか十分な理解、技能を持った教員の配置というのでできていない状況ですから、これは反対はしないんですけれども、ここは本当に気をつけてやらないと、かえってインクルージョンではなくて振り分

けになってしまうので、十分に注意して進めていただきたいと思います。

大島委員長

どうぞ、学校教育担当。

副参事（学校教育担当）

ここでいうインクルージョンというのは恐らく初めて出した言葉ですので、まだちょっと全体としても確定した言葉ではありませんし、私どもとしてもどうとらえていくかというのは、もう少し検討したいと思います。

障害に応じた教育の場とインクルージョンは、どちらか二者択一ではないかというご指摘もあろうかと思いますが、この19年の法令改正で特別支援教育が始まった趣旨の一つはやはり、これまで別の場で、例えば固定学級で専門的に支援していたところを、学校全体として一人一人に応じて支援していくというところがあります。そういった意味で、インクルージョンという考え方にもよりますけれども、もう少しその辺は今後詰めていきたいというふうに思っております。

それから、教員の特別支援教育への理解については、ご指摘のとおりまだまだ必要な面がありますので、ちょっとその辺は工夫していきたいなというふうに思います。

大島委員長

どうぞ、高木委員。

高木委員

多分、インクルージョンをノーマライゼーションとかそういった単語と同じ感覚で入れたと思うんですが、そうであればやはり、インクルージョンというと、先ほど言ったような通常学級を基盤にして、そこで全部対応していくという要素が強くなってしまいますので、ほかの言葉に言いかえて使ったほうがいいと思います。

あと、ついでに言うと、前半の「児童・生徒数の減少にもかかわらず、特別支援学級に在籍・通級している児童・生徒数は増加しており」、そのとおりだと思うんですが、これは一つは中野区が巡回指導等をやることによって、そういったことが顕在化しているという部分もありますし、もともとの例えば発達障害がある子どもの割合というのは別にそんなにふえているわけではないので、ここだけ読むと何か急にふえたような印象を与えるので、ここも前に同じようなことを山田委員も指摘されていると思うので、もうちょっと気をつけて表現したほうがいいと思います。

副参事（学校教育担当）

それについては十分に、おっしゃるとおり、ふえているよという絶対数がどんどんふえているというような印象も与えかねませんので、すみません、十分に注意して検討していきたいと思います。

大島委員長

ちょっとすみません。話がちょっと戻ってしまうようで大変心苦しいんですが、ちょっと私の感想を申し上げさせていただくと、先ほど初めのほうで論議していたことなんですけれども、例えば2ページの読む力、書く力を理解するとともに、言葉にならない表現という、この一文がありましたけれども、私の思うところ、表現が、どうもここもそうだし、その後の4ページの下から2行目の抽象的思考の育成においてはということ、最後に読書活動の推進というこの部分もそうなんですけれども、何か違う要素のことを一緒に詰め込んであるという、それで非常にわかりにくくなっているというふうに私には思えるんです。

それで、ごめんなさい、2ページ目の文章に戻るんですけれども、読む力、書く力をはぐくむということは、私、ともかく一番大事なんじゃないかなと今個人的には思っています、というのは、正しい日本語を読んだり書いたり使ったり話したり、そういう力が非常に落ちているんじゃないかと。自分自身も、なかなかすぐワープロに頼ったりして、書かなくなったりというところもあるんですが、自分を省みてもすごく落ちているという。若い人なんかは話し言葉も非常に乱れていると思えるので、教育の第一にやることといたら、私はまずそれが来るんじゃないかと、日本人ですから日本語をちゃんと使うというのは、まず第一に身につける力で、学問とか勉強してそれから後に始まってくるんじゃないかと思っていますので、先ほどの語彙のお話がありましたけれども、本当に私もそれ、身にしてみ感じて、自分は語彙が貧弱なものですから、非常に仕事上もいつも、あれはどういうふうに言ったらいいのかと苦労しているので、非常に語彙をふやすという、日本語を、今本当に若者は語彙が少なくなっているんじゃないかというふうに感じているので、それぐらいなものですから、読む力、書く力、日本語を正しく使う力というのがまず第一に来るべきじゃないかと個人的には思っています。

それと、この言葉にならない表現とかコミュニケーション能力というのは、大事なんだけど別のことじゃないかというふうに思われまして、私には。先ほど、山田委員がおっしゃられたような、五感を感じていろいろ相手の表情を見たりとか、特に自分の言いたいことばかり言うのではなく、聞き上手ということがありますけれども、相手が言い

たいこともしっかり聞くと、そういう、相手の立場も思いやり、そして、相手の言ったことも聞いて、対人関係を築くコミュニケーション能力というのはすごく大事なことで、これまたなかなかちょっと今の子どもなんかは苦手な子も多いんじゃないかと思われているので、そういう、これ半分道徳のほうにも入ってくるようなことかと思うんですけども、対人関係とコミュニケーション能力というのは、そういうことも大事だと思うんですけども、ですから、そういうことを何か一緒くたの文にすると非常にわかりにくい、目標としたいことは別々にしたほうがいいんじゃないかというふうに思った次第です。

ディベートも、何かそういうコミュニケーション能力の一例として、ちょっと今お話に出たような気がするんですけども、私の理解ではディベートというのは論理的に言葉による戦い、論理的な戦いですので、むしろこれは言葉を使わない、相手を思いやりとか、表情を読むとか、顔色を読んでとか、そういうのとはまた全然違う概念じゃないかと思いついて、今、日本人というのは、言葉で表現しないで以心伝心というのは昔からあったと言いますが、やっぱり国際的に出ていったりする中では言葉をきちんと使って自分の言いたいことを論理的にしゃべれるということも必要となってきましたので、そういう訓練としてディベートってすごくいいと思うんです。そういう意味で、大いにやってもらいたいと思うんですけども、さっき言ったその思いやりとか、顔色を読むとかという、そういう対人関係的な思いやりを養ったりすることは、また別の観点からやることじゃないかなというふうに感じました。

それと、もう一つの4ページの下から2行目ですけども、これも読む力、書く力を養うということと、それから、コミュニケーション能力の向上というのは、これまた今言ったようにちょっと違うことであって、それから読書活動、読書は非常に言うまでもなく大事なことなんですけれども、一緒くたにすることではなく、また読書の効能といいますか、ねらいとか別にあると思うので、何かいろいろなことを一つの文章にしてしまうと、もうちょっと表現を工夫していただけたらと思います。

どうぞ、高木委員。その後で指導室長をお願いいたします。

高木委員

今、委員長がおっしゃったように例えば5ページのところで、習得した知識、基礎的知識、技能を活用した生きた学力といたら、多分、これは習得のことを言っているんで、文脈的に言うと活用になってくると思うんです。ですから、本来は問題解決能力ですとか課題発見能力、そういう言い方がちょっと小学校教育だと難しいかもしれませんが、そう

いったことがあるべきだと思うんです。そうじゃなくて、理数教育とか、コンクールやディベートというところとちょっとやっぱり違和感があります。だから、個々に言っていることは委員長がおっしゃるように賛同しますし正しいんですけども、やっぱり一つの文脈でいろいろなことを言おうとして、ちょっと見えにくくなっているのかなと私も思います。

大島委員長

どうぞ、指導室長。

指導室長

おっしゃるとおりだと思います。読むとか書くということが、まずすべての学習の基礎でありコミュニケーションの基礎であると、いわゆる本当の基礎の部分と、それから読むとか書くとか話すとかというそのコミュニケーションとしての読む、書く、話すがちょっとごちゃごちゃになっているというところがあるんだと思います。その辺、ちょっとまた整理をさせていただきたいと思います。

大島委員長

お願いいたします。

ほかのところではよろしいでしょうか。

それとすみません、私ばかりしゃべってしまって大変申しわけないんですけども、土曜補習も含めて、放課後とか夏期休業での補習ということの中野区としてもっと推進していくのかどうかということは、これまでいろいろ私たちの間でも話題にはしていましたけれども、では、それについてきちんと結論を出そうとかというような、そういうふうに詰めた話には今のところなっていないんですけども、やるやらないは別にして、やっぱりどうするのか、もうちょっとそろそろ追究した形で検討する必要があるんじゃないかなと、そこまで来ているんじゃないかなというふうに個人的には思っているんですけども。他区ではやっている例もあり、しかし、いろいろ教員の方の人員配置をしていいのかどうかとかそういう面の、労働問題という面もあり、やったほうがいいと思っているということでもないんですけども、でも、学力が中野区は伸びている面があるとはいえ、今言ったように通過率が達していないというのが多いということを考えますと、区としてももっと足りないところの学力をきちんとつけるための方策をやらないと、中野区って何もやっていないのというふうに思われているかもしれないと思いますので、何か強力な手は打てないかと思ったり、どうしたらいいかというところなんですけれども、そういうところでちょっと検討したらいい、必要があるのかなと思っております。

どうぞ。

指導室長

おっしゃるとおりでありまして、学力については調査の結果伸びてはきているんですけども、データをお示ししていますけれども、家庭学習は短い、時間が都から比べても短いということが、これは何をあらわしているかということだと思わなければならないと。そういうことがまず今、保護者とか地域のご協力も得ながらやっていかなければいけないことだと思っております。そのきっかけをつくっていくのが学校教育でありますし、一つ、補習というの、土曜日も含めたそういうことも、それにつながるものなんじゃないかなと思っております。

大島委員長

ほかにございますでしょうか。

どうぞ、飛鳥馬委員。

飛鳥馬委員

今、室長が言われたことは、5ページのところに1日に学校の時間以外に1時間以下の勉強、家庭学習を1時間以下しかしていないというのが、中野区と東京都の比較がありますね。3分の1いるわけですよ、1時間以下の子が。だから、やっぱり学力を上げるといったときに全体とか平均とかあるんだろうけれども、やっぱり、この辺のところを何とか手を打たないとなかなか上がってこないだろうし、補習をやりますよといっても、割とサボりがちで残らない、手を挙げない、遊びに行ってしまったほうがいいという、そういう子も多分多いだろうと思わんです。補修が必要のない子のほうが手を挙げて来る子がいたりするので、その辺だから、難しいところがありますよね。制度化すると、さっきの制度化にかかわってくるんですけども、だから、その辺のところもうまくいくと学力も上がってくるのかなと思わんですけれども。

というのは、2つ理由があるんですけども、一つはやっぱりこういう子はしっかり学力をつけてあげないとかわいそうですよね。高校に行くにしても、小中、大学は行かないにしても、やっぱりちゃんと仕事をする意味でもきちっと基礎的な学力をつけさせてやらないと気の毒というのはかわいそう。それはまた公教育の仕事でもあると思うので、これは大事にしなければいけないことだというふうに一点思います。

もう一点はやっぱり、こういう子は基礎学力なんだけれども、意欲なんだと思わんです。家庭でやらないということは意欲がちょっと不足しているので、いかに意欲をつけさせて

あげるかということなんだろうと思うんです。自主的にやるようになれば、放っておいたってできるようになると思うんですけれども、そこへ行くまでが非常に大変なことなので、今のこの家庭学習のことではいろいろ手法があるかなと思うんですけれども、そういうふうに思っています。

以上です。

大島委員長

どうぞ、高木委員。

高木委員

私も、先ほどお話しした確かな学力というのは、学ぶ意欲ですとか、あと自分で課題を見つけみずから学ぶ、問題解決能力だけじゃなくて、最近はやっぱ課題発見力も重点を置いていますので、そういった視点をもうちょっと出していくと、非常に、もちろん、これは文科省が言っていることではありますけれども、これをでは中野区なりにどうしていくのかという視点が入ってくると、ぐぐっとよくなっていくかなと思います。賛成です。

大島委員長

どうぞ、教育長職務代理。

教育長職務代理

今、行政としてというか学校として、土曜日を取り組んでいく必要もあるというようなことも大事だと思いますし、今の後段のお話だと家庭学習の習慣化ということも非常に大事だと思っているんですけれども、そのためには親御さんがどういうふうに取り組んでいけるかという親の支援みたいなこともとても大事だというふうに思っているんです。

いろいろな方のご意見を聞くと、学校でどういうことを子どもたちが学んでくるか状況がわからないとか、どういうふうに教えて習慣化していいかわからないと悩んでいる親御さんもおられたりというようなことも聞いていますので、そういうことも大事かなというふうにも思っています。

大島委員長

それで、ここのところは一番重要な問題でもございまして、まだまだ議論も全然尽くされていないんじゃないか、皆さんまだおっしゃいたい意見もあるかと思うんです。

それで、ほかの時間の関係もありますので、これはまた次回にでも、また続きをやるということにいたしたいと思いますので、きょうはちょっとほかの協議事項もございまして、これは一応、きょうはここまでということにいたします。

それで、次に協議事項の2番目に移りたいと思います。協議事項の2番目「図書館の新しいあり方（案）について」の協議をしたいと思いますので、ご説明をお願いいたします。

どうぞ。

中央図書館長

それでは、図書館の新しいあり方（案）につきまして、ご協議をお願いいたしたいと思っています。

7月に公表いたしました図書館の新しいあり方（案）につきまして、その後に意見交換会あるいは区民の方からの意見募集等を行いまして、その結果に基づきまして事務局として必要な部分、一部修正の案をつくりましたので、そのご報告と協議をお願い申し上げたいと思います。

まず、この案に対する意見交換会等の実施結果ですが、資料1をごらんいただきたいと思っています。まず意見交換会ですが、8月22日に行いました。当日、10名の方に参加をいただきまして、なお、当日は新しいあり方（案）のほかに、同時進行しております区の10カ年計画、これの素案が既に発表になってございましたので、そのうちの図書館部分にかかわる部分も含めて10カ年計画（素案）の意見交換会も含める形で行いました。それから、文書等によりまして、区民の方からの意見の募集をいたしましたところ、延べで9件の意見を寄せられてございます。これは7月24日、ちょうどこの日に、この案について当委員会でご協議いただきましたけれども、その当日から8月末まで募集をいたしました。

まず、意見交換会でいろいろ出された意見、1ページから3ページまでございます。主なものをちょっとご紹介申し上げたいと思います。

まず、（1）「新たな管理運営体制について」ということで、これにつきましては将来的に指定管理者制度を導入するということについてでございますけれども、この管理運営体制につきましては指定管理者について集中的にご意見が出されました。意見の1番目と2番目は、指定管理者制度導入に伴います図書館の専門性の確保と、司書の割合を一定レベル、きちんと維持してほしいということと、指定管理者制度によりまして専門性の確保が難しくなるのではないかとといったような意見でございました。当然、これにつきましては、右側の教育委員会の回答・見解等のところで示してございますとおり、一定のレベル、水準は維持していくというようなこと、それからまた、指定管理者による制度の導入のほうに逆にまた優秀な人材といえますか、専門性を持った人材の確保が図れるという側面があるということについてご説明をさせていただきます。

それから、1件質問の、3番目、4番目ですが、これは指定管理者制度に伴いますコストやメリットに係る質問をいただいております。指定管理者制度の導入は、この回答・見解のところにもございますとおり、単にコストを下げるということだけを目的とするものではなく、最少の経費で最大の効果を上げ、サービス向上を図っていくための一つの有効な手段であるというふうに考えているということ。また、この指定管理者制度につきましては、事業者によりますマネジメントが可能になり、さまざまなサービス向上につながるという、そういったメリットを有するというので、ご説明してございます。

次に、2ページのほうをごらんいただきたいと思います。5番目の質問はやはり指定管理者制度の導入ですが、これはそもそも図書館にはそぐわないのではないかという意見でございました。指定管理者による運営のもとで、いろいろ新しい案について示されている図書館の理念、そういったことがしっかりと継承されていかないのではないかという、そういう不安の意見でございました。これにつきましては、指定管理者の選定に当たっては当然、その図書館の目指す理念、これを理解した相手と協定を結ぶということ、また、一定期間の後に検証等を行いながらやっていくということでございます。

それから、その下の(2)「今後の取り組みについて」ということで、これは、この新しいあり方(案)の中で示されてございます今後の図書館の個性、特色づくり、それから学校図書館の地域開放、それから地域センター等を活用したどこでも図書館の構想、それからまた地域図書館の整備といったようなことについて、幾つか意見が出されました。

まず1番目は図書館の個性づくりということであります。地域図書館の個性づくりのメリットは何なのかと。専門に特化した図書館であっても、遠くの図書館まで行って利用するだろうかというご質問をいただきまして、これにつきましては、地域図書館の個性づくりはあくまでも基本図書をそろえた上で、それに加えて各館ごとに個性、専門性を持った図書を一定規模整備するものであって、特定の専門図書だけをそろえるものじゃないということで、誤解が生じないような形でご説明申し上げました。

それから、2番目は、これは学校図書館の地域開放についてであります。内容等について、幾つか説明をしてございます。学校再編やキッズプラザの整備にあわせて導入していくということ、もちろん、学校図書館でございますので学校の利用が第一でございますから、それに加えての利用ということで、放課後や休日などの利用が中心になるということ、それからまた、学校図書館を開放した場合については、何らかの図書館から職員を派遣するなり、あるいは地域のボランティアの方々との協力を得ながら運営をしていきたいとい

うふうなことでご説明申し上げます。

それから、次に3ページのところをごらんいただきたいと思うんですが、この5番と6番の質問というのは、地域センター等を活用いたしましたどこでも図書館構想についてのご意見、質問ということでございました。

特に地域センターを貸し出しのサービスポイントというふうに想定してございますが、そこに特に司書を配置するということまでは考えていないということ、それからまた、今後そういった業務については、これから地域センターが地域活動センターという形で発展してまいりますけれども、その中で一定の業務を行っていただくということを考えているということでご説明申し上げます。

それから、その次の8番目は地域図書館についてであります。地域図書館につきましては、今回のこのあり方（案）とあわせて10カ年計画でも示してございますが、その中にはまだ具体的な形での整備計画というものは入ってございませんけれども、見直し等充実を図っていくということで表現されてございまして、今後も引き続きこの地域図書館の整備については検討していきたいということでお話し申し上げます。

それから、4ページ以降は文書等によりまして寄せられた意見というものでございます。

最初は、今後の取り組みということで、1番目は多くの区民に親しまれ、利用される地域図書館になるために、イベントとか地域団体等への働きかけが必要じゃないかということでございまして、当然、そういったことについては今後もさらに積極的な取り組みをしていくというふうに考えております。

それから、2番目は視聴覚資料について計画的な所蔵を図るべきではないのかという意見でございます。これについては、現在は音楽CDなどの娯楽用のものについては、レンタルショップ等々民間等によるサービスが充実していることや、厳しい財政状況のもとでまずは図書の資料の充実を図るということを優先的に取り組んでいるということで、当分の間、この視聴覚資料については、収集については、少し休止の状態をやむを得ないということで考えております。

それから、5ページですけれども、3番目はどこでも図書館の案ですが、そうなったときには図書館はただの貸し本屋の批判を招きかねないという意見でございます。

4番目については、これは地域図書館ですけれども、老朽化も激しく利便性の悪い現在の地域図書館を考えると、図書館の新設についても考えていくべきであるというご意見でございます。

5番目は、学校図書館の地域開放についてでございますが、本来の学校教育の情報拠点としての機能を考えたときには、いろいろ開放するという点については問題が多いのではないかという意見でございます。

これらの意見につきましては、先ほどの意見交換会の回答の中でも示してございまして、同様の見解をこの中に記載させていただいております。

次に、6ページ、7ページでございますが、これも同様、文書等によります区民からの意見でございます。新たな管理運営体制、いずれも指定管理者制度の導入に係るご意見でございます。

1番目は、指定管理者制度の導入については、説明不足であると。同時に、安易な移行には反対すると、さらなる図書館サービスの向上、管理運営の簡素効率化だけしかねらいが説明されていないと。もともとこの指定管理者制度ですけれども、利潤が前提の民間運営会社では、公共図書館にはなじみにくいといった意見でございます。

それから、2番目も、指定管理者制度の導入には反対であるということで、指定管理者では仕事の継続性がなくなり、図書館の将来が危ういものになってしまうと。指定管理者はもとより、図書館の委託が、今問題になっているワーキングプアをつくり出すものじゃないかといった意見でございます。

それから、3番目は、これは国会での大臣答弁なども引用されまして、図書館への指定管理者制度はなじまないという意見でございます。

4番目は、図書館を指定管理者制度にすることにやはり不安があると。特に司書資格を持っている人の就職先としての指定管理者というのは、本来の司書のあり方としてはねじれているといったご意見でございました。

それぞれ、同趣旨の意見、指定管理者制度の導入に対する懐疑のご意見でございますが、回答につきましてはいずれも同様の内容でございまして、6ページの上段のほうにまとめてございます。いずれも、前に意見交換会の中で回答してある内容と同様でございます。

これら区民の方々との意見交換や寄せられた意見をもとに、さらに新しい図書館のあり方(案)の内容につきまして検討いたしまして、もう一枚、資料2にございまして、一部修正を行ってございます。資料2のほうをごらんいただきたいと思います。

意見交換会や寄せられた意見の中では、指定管理者制度の導入について多くございました。さきに示しました案の中では、この指定管理者制度に関しまして、少しあいまいなどいいますか、導入に向けて不安を招きかねないような表現といえますか、そうとられる部

分がございまして、その部分について、この文中のラインで消してある部分ですけれども、ここを削除いたしまして、意見交換会の中でも回答いたしましたとおり、中野区が目指す図書館の理念の理解、それから専門性の確保、指定期間ごとの検証といったようなことにつきまして、これは文中のゴシックの部分ですが、指定管理者制度導入に係ります不安といいますかあいまさを解消するといったようなことでの表現に修正をしております。それ以外のところにつきましては原案のとおりということで、全文につきましてはお手元に配付のとおりでございます。

なお、今後のこの、あり方（案）の扱いについてでございますけれども、このあり方（案）そのものにつきましては、これは計画という性格のものではございません。今後、策定いたします区の10カ年計画、あるいは教育ビジョン改定に反映するための、教育委員会としての基本的な方向性あるいは考え方を示すものということで、本日協議をいただきますけれども、その協議を踏まえまして、これにつきましては教育長職務代理ということになりますけれども、決定を経た上で（案）をとって新しい図書館のあり方ということで、今後の計画の中に反映する基本的な考え方ということで位置づけてまいりたいと思っております。

以上です。

大島委員長

そうしますと、我々ここで協議をする対象としては、今おっしゃった基本的なあり方についての図書館像というような、目指す方向というようなことだというお話ですが、例えば課題解決支援型図書館ということをやめるのかどうかとか、ネットワーク型図書館をやめるのかどうか、あるいはどこでも図書館という構想を進めるのかどうか、それから指定管理者制度を導入するという方向にするのかどうか、そういうようなところを決めると、こういうことになるのでしょうか。

どうぞ。

中央図書館長

基本的には、具体的な計画としては先ほど申しましたとおり区の10カ年計画、それからこれから検討、策定していきます教育ビジョン、その中に一つずつ計画として落とし込んでいくわけがございまして、その策定に向けて教育委員会としての基本的な考え方を整理するというところでございます。

ですから、ここの考え方に基づいて、もう既に10カ年計画のほうはかなり同時進行的に

は進んでおりますけれども、素案の中でこれに基づいて計画のほうを示されてございますけれども、そういった形でこのあり方のほう、整理を図って位置づけるというふうに考えております。

大島委員長

ということは、例えば指定管理者制度、教育委員会でこれはやめるとか、そういうことはここで決めるものではなく、もう既に今言った中野区の10カ年計画とか教育ビジョンの中で決まっているという前提で、ということの理解でよろしいのでしょうか。

どうぞ、教育長職務代理。

教育長職務代理

これは7月というか、今までもこの中で議論していただいていた考え方を最終的にここにまとめてきたもので、指定管理者制度もそうですし、課題解決型図書館の具体的な取り組みについては、その都度その都度、議案あるいは協議という形でお諮りさせていただきたいと思っておりますし、また予算の中に反映するものもあるかというふうに思っています。

大島委員長

ということは、まだ既定の決まった方針ではないということになるのでしょうか。

どうぞ。

教育長職務代理

基本的にこれで教育委員会としては決定していきたいと思っておりますので、方針という意味では方針です。ただ、基本計画ということであれば教育ビジョンでありますし、そういう中に盛り込む考え方ということで、方針ということでご理解いただければと思います。

大島委員長

一番わかりやすいものとしては、このあり方（案）の資料1の大きい判のページありますけれども、ここに図がありますけれども、一言でといいますか簡略にまとめられているものとしては、この資料1におさまっていると、そういうことでございますね。

今の説明につきまして、各委員の先生方、ご質問あるいはご意見ございましたら、お願いいたします。

どうぞ、高木委員。

高木委員

まず、地域開放型学校図書館の件ですが、私も以前ちょっと質問しましたが、同じようなことが結局、意見交換会で出てきていると思うんです。その地域開放型図書館と聞くと、

やっぱり今の学校図書館の機能を、何か地域開放型にかえて広く運用に供するようなイメージを与えてしまうので、そうすると何か無理があるんじゃないんですかと出てきてしまうと思うんです。私も、先般の説明ですと、そうじゃなくて、せっかくあるんだから活用しましょうということなので、例えば地域開放型学校図書館の整備ではなくて、学校図書館の地域開放推進とかという表題にすると全部丸くおさまってしまうのかなと思うので、そうすると、せっかくあるんだから使えるようになるんだなど。これが地域開放型図書館と言われてしまうと、全然違うものを新しくつくっていくと軋轢があるんじゃないかなというがあるので、その表題、テーマを今から変えるというのは難しいのかもしれませんが、けれども、ちょっと検討したらいかがかなと思います。

あと、同じ質問の中で、インターネットサービスについて、高齢者にもわかりやすいように、これはそのとおりなんですが、例示されている本の概要を見られるようにするのは、実は結構技術的にはお金がかかりますので、何かインターネットとかパソコンとかコンピューターというのと、ちょっとすぐ簡単に便利になるように思えるんですが、実際はお金がかかりますから、工夫を図っていきますと言うと、何かやってくれるかなというイメージになってしまうんですけれども、多分、難しいと思うんです。そこは、もうちょっときちっとした回答をしないとよろしくないのかなと思います。

あともう一点、視聴覚資料についてですけれども、実は私ども国際短大の資料でも、英語コミュニケーション学科の学生の自習用に英語の映画だけはDVDを入れているんですが、ほかはなるべく入れていないんです。今後、既に中野ケーブルテレビでもオンデマンドでいろいろな配信をやっていますので、こちらの方の言っている意見はわかるんですが、回答にも書いてありますけれども、民間でどんどんウェブ上等で、そのオンデマンドでいろいろな映像資料や音声資料は扱えるようになってきていますので、実際今の若い人はCD使わないですよ。全部、デジタルデータで自分のところにダウンロードして使っていくので、そうすると、だんだん情報が、形がない情報になってくるので、そこら辺の説明というのも少し入れていくとわかりやすいのかなと思います。

意見としては以上です。

大島委員長

どうぞ、中央図書館長。

中央図書館長

確かに、まず第1点目の地域開放型というのは、委員のおっしゃるとおり、そういう表

現をすると誤解がある部分はあるかなとは思いますが。

ただ、体育館などが、一般的に地域開放型学校体育館という形で、イメージとしてはもちろん学校が主体になって使うもの、その余力を地域の方にも開放して、その際、体育館なんかも地域に開放するときにはプラスアルファの要素というのは入れます。地域開放に合うように。図書館の場合も、ちょっとこの説明文のところに書いてありますけれども、主として恐らくご利用なさるのは乳幼児親子などが大体対象だろうということであれば、その辺の部分、若干そういった主対象と想定している方々へのプラスアルファとしての要素も加えるということで、ネーミングとして地域開放型学校図書館というふうに。ただ、委員のおっしゃったような形で説明する機会とか区民の方々へのお知らせのときには、できるだけわかりやすい表現を使っていきたいと思います。

それから、本の概要なんですけれども、実は今、図書館のホームページをごらんになりますと、短い紹介は出ているんです。本の帯プラスアルファ程度の部分なんですけれども、その本はどういう内容、構成になっているのか、ストーリーはどういうものなのか、アバウトな紹介は、今ほとんどの図書についてございまして、大体、例えばインターネットで図書の予約をする場合、検索をして目的の書籍をまず選んで、大体そこで内容を把握してからお申し込みなさる方が多いと思います。そういう意味では、既に、どこまでこの意見をおっしゃった方が細かい本の概要を見たいのかというのはありますけれども、通常の帯プラスアルファ部分の概要については、現在のホームページの検索機能の中には入ってはいません。

それから、視聴覚なんですけれども、これは委員のお話しになったように、いろいろな形でこれから配信といいますか、いろいろな形が出てくると思っております。それがまた、主流になってくるんだろうというふうに思っております。

ただ、これは難しいのが、著作権法とのかかわりがございまして、今回ようやく障害のある方に対しては公共図書館のほうでもある程度の編集を行って、もう既に配信されているものからダウンロードしながら、若干のそのできるんですけれども、まだかなり著作権法上の縛りが大きいもので、今後いろいろ状況なんか見ながら、どこまでできるのか、その辺のところもちょっと研究はしていきたいなというふうには思っております。

大島委員長

ほかに、いかがでしょうか。

どうぞ、山田委員。

山田委員

区民からの意見の大きなところでは、指定管理者の導入のところがあるかと思うんですけども、教育委員会では、ほかの部署といますか、ZEROホールとか中体で指定管理者制度を入れているわけですね。そのときの費用対効果がどのぐらいあったかという検証がきちんとされていれば、先ほどのご説明があった、コストを下げるだけの目的ではなく、最少の経費で最大の効果ということを行っているわけですから、その辺をしっかりと言わないと、言葉だけではやっぱり皆さん不安だと思うんです。果たして長期的なことで、本当にできるのかというところを非常に問われているので、指定管理者ありきではなくて、今指定管理をしたときに、今までの経験上こうだったんですよというデータをしっかり出すことが必要で、果たして最大の効果を上げる、例えば開館の時間が延長できるとか、開館日の拡大がそうしたらできるようになるのかどうかというところをきちんとうたわないと、指定管理者にする意味がないんじゃないかというふうなことに対してのきちんとした反論ができないんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

大島委員長

どうぞ、中央図書館長。

中央図書館長

全くそのとおりだと思います。指定管理者制度を導入するに当たっては、その制度を導入することによって、これだけ目に見えるメリットが提供できるんだと、やはりそれが前提でありますので、委員がおっしゃったとおり、もう既に文化スポーツ施設は中野区の場合、指定管理者制度を導入してございますし、具体的な数値、それが基本になると思いますし、また、図書館につきましても、現在23区中9区で既に導入が部分的に図られてございます。そういった他区の既に先行しているところなども、同じ図書館としてどういった効果が果たしてあったのか、その辺のところは具体的なものとしてお示しして、その中でこういうメリットがあるんだというような形で説明していくことは非常に大切だと思っておりますので、今、委員からお話しのところをしっかりと踏まえながら、まだ時間的にもう少し先に行つての話でございますけれども、指定管理者に向けた研究のほう、しっかりとやっていきたいと思っております。

大島委員長

ほかにはございますでしょうか。

私の感想ですけれども、どこでも図書館に対する疑問の声なども寄せられているという

こともあるようですけれども、地域センターでの貸し出し、返却、職員への負担が過剰にならないかとか、課題もあるかとは思いますが、いろいろな課題もクリアしながらですけれども、方向としては区民サービスを拡充することになるという意味ではいい方向じゃないかとは思っております。特に宅配サービス、有料にしても、高齢になってきてなかなか図書館まであるいは地域センターまで行くのも大変だという方も多くなるのではないかと思いますけれども、自宅で受け取れると、本が読めるというのは大変いいサービスではないかなと個人的には思ったりいたしました。

ほかにご意見等よろしいでしょうか。

では、今の協議内容も踏まえまして、事務局のほうで、新しいあり方については「新しい中野をつくる10か年計画」あるいは教育ビジョン等の改正にも反映していただくように、また協議を進めてください。

以上で本日予定した議事は終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第33回定例会を閉じます。

午後12時10分閉会